

豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会場の収容能力によりこの限りでない。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿（別記様式）に必要事項を記入し、提出しなければならない。

2 傍聴の受付は、到着順に行うものとする。また、定員を超えた場合にあっては、先着順により傍聴人を決定する。

3 傍聴人の受付は会場前において、会議開始30分前からとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者
- 2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における議論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器の電源を切ること。
- (5) 喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (8) 写真、映像等の撮影、あるいは録音等をしないこと。
- (9) その他会議の妨害になるような行為をしないこと。

2 前項に定めるもののうち、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(委員長の指示)

第6条 傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 委員長は、傍聴人がこの要領に違反し、これを改善しないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成28年6月6日から施行する。

(失効)

2 この要領は、委員会が豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会設置要綱（平成29年5月8日豊岡市告示第187号）第2条に規定する協議事項を終了した日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成29年7月4日から施行する。

別記様式（第3条関係）

豊岡市障害者福祉計画策定・推進委員会
傍聴人受付簿

傍 聴 年 月	住 所	氏 名
年 月 日		

※ご記入いただいた個人情報は、傍聴人の把握以外の目的には活用しません。

事務局記入欄	
受付番号	